

## 自主事業及び附帯事業に係る使用料について

### 1 使用料

本件施設において、自主事業及び附帯事業（以下「自主事業等」という。）を実施するに当たり、本件施設の設置及び管理に関する条例に定めのない範囲又は態様による場合には、都市公園法に基づく許可を受け、市公園条例に基づく使用料を市に納付する。

ただし、屋内広告事業を実施する場合のみ、地方自治法に基づく許可を受け、行政財産の許可使用に関する使用料条例に基づく使用料を市に納付する。

なお、次に示す使用料については、現時点における使用料であり、あくまでも参考とし、使用料は変動する可能性がある。

#### (1) 自主事業等を実施する場合の使用料（市公園条例に基づく使用料）

項目	期間	1 m <sup>2</sup> あたり使用料（円）
・自主事業を実施する場合（興行・物販等）	市公園条例の規定に基づく	
・自主提案施設を本件施設と分棟で整備し、附帯事業を実施する場合 ・自動販売機を設置する場合	1 月	3 8
	1 年	3 8 0
・自主提案施設を本件施設と一体のものとして整備し、附帯事業を実施する場合	1 月	2 0 0
	1 年	2 0 0 0

※使用料については市公園条例の改正により、変動する可能性がある。

#### (2) 屋内広告事業に伴う使用料（行政財産の使用料）

表示面積	期間	1 m <sup>2</sup> あたり使用料（円）
10 m <sup>2</sup> 未満	1 年	5, 6 0 0
10 m <sup>2</sup> 以上	1 年	8, 2 0 0

※使用料については路線価等の変動により、変動する可能性がある。